

令和7年第2回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年7月1日から令和7年7月10日まで第2回定例会が町役場に招集された。

令和7年7月10日 午前10時00分

1. 応招議員（13名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	10番 五十嵐一夫
11番 水野孝一	12番 酒井育子	13番 山口享
14番 赤城大地		

2. 不応招議員（1名）

9番 青木美貴子

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	薄香織
書記	松本功		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	生活課長	五十嵐隆裕
建設課長	古川一夫	産業課長	渡部聡
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	蓮沼英樹	子ども課長	小瀧節子
監査委員	仙波利郎		

◎開議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

なお、9番、青木美貴子君より所用のため欠席の届出がありますので、ご報告いたします。

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第4号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員として、2番、五十嵐孝子君、3番、目黒克博君のお二人を指名いたします。

◎議案第36号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第2、議案第36号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員あります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第37号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第3、議案第37号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第38号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第4、議案第38号「校医等設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第38号「校医等設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第39号の質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第5、議案第39号「会津坂下町立小中学校等嘱託医の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号「会津坂下町立小中学校等嘱託医の報酬支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第40号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第6、議案第40号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第41号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第41号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案に対しては、五十嵐一夫君ほか1名からお手元にお配りした修正案が提出されております。これを本案と併せて議題といたします。

まず、原案について、説明は既に終わっておりますので、直ちに原案の質疑に入ります。原案に対する質疑はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

まず収入の部、6ページをお願いいたします。

負担金、補助金及び交付金の中で地域づくり交付金が310万ほど入っています。これは地域課題解決のための各地区コミセンに50万ずつ交付しているものが返ってきたというふうに考えていますけども、これ、使わないでそのまま返ってくると自体に問題があると私は思っていますので、なぜ使わないで返ってくるのか、使えないような、何か使い勝手が悪いようなものがあるのかちょっと教えていただきたいと思います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

ちょっと確認をさせていただきます。今ご指摘の部分については、6目の企画費の部分の、ページ数から申しますと。

一応、歳出ということで、このたび補正予算でお願いして、これから繰越分という名目で交付するというものの金額でございます。ただし、議員おただしのとおり、年度末の精算の際に未使用だった分というのを、一旦返還を受けるということは事実でございます。この地域づくり交付金、課題解決分につきましては、やはりなかなか各地区においても、どのような人でどういうふうに課題を把握し、どのような方法で課題を解決していくのかということで大変苦慮しているというような状況でございます。残念ながら、まだ。そういったことで我々も地域のお話合いなどに交ぜていただきながらいろいろと

検討しているんですけども、明確な使い道ということで、50万という、1か年で50万というものを使い切れていないという状況がございます。今後もこの制度は継続していくつもりでおりますので、さらに地域ごとの課題に向き合った最もふさわしい使い道をしていただけるように私たちが力を尽くしてまいりたいというふうに思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

3ページの繰入金でお伺いします。

18款繰入金の福祉基金繰入金なのですが、910万の件ということで、基金を繰り入れなくてよくなったという要因と、歳出についてどこが関係するのか、お伺いいたします。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

まず、3ページの5目福祉基金繰入金の910万円の減の部分から申し上げます。こちら福祉基金を繰り入れて運用しようとしたのがこの秋予定しておりますコミュニティバスの実証運行、そこに関わる車両の購入費というようなことで、当初、福祉基金を運用しようというようなことで考えておりました。その車両購入に関する補助がないかというようなことで、宝くじを財源とするコミュニティ助成事業というものにチャレンジをした結果、年度末にぎりぎりになりまして採択の連絡を受けたというようなことで、基準の金額以内であれば10分の10という割合で補助を受けられるようになりましたので、基金を使う必要がないということで今回910万円を減したというのが内容でございます。これに関わる歳出につきましては既に当初予算で車両購入費ということで計上してございますので、今回これに対応する歳出の変更はございません。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

16ページの19節扶助費のことなんですけれども、小・中学校の祝い金のことでございますが、あまりにも唐突な説明経過であったわけなんですけれども、これに至るまでの経過については文教厚生常任委員会でお聞きいたしましたけれども、やはりこういう入学祝い金、たとえ町長の公約であっても、高齢者の祝い金についてはきちんとした条例化をされているのにも関わらず、何もそういう話を議論にされなかったのかどうかということなんです。そういう話の中で、本当にあまりにも公約を優先した本当の子育て支援にあるべきなのかどうかということなんです。まずなぜ条例化していないのか、お伺いしたいと思います。条例化してもいいのではなかったのかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

確かに高齢者の祝い金については条例で制定をしております。

まず、法的な角度からお話をさせていただきますと、地方自治法上、必ず条例を定めて施行すべきものというものが五つほど規定されておまして、まずは義務を課して権利を制限するもの、これは地方自治法の14条第2項であります。二つ目として、附属機関を設置する場合には条例によるというもの。三つ目が、分担金使用料、加入金手数料の徴収に関するもの。あとは、四つ目としては公の施設の設置に関するもの。最後に、法令で条例で定めなさいよというふうな規定のあるものについては条例で必ずやりなさいよというような規定が地方自治法にございますので、今回の内容については条例によることもできるんですが、必ずしも条例によらなくてもいいという法律の解釈でございます。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

確かに公約の中の今の説明では条例化しなくてもいいというようなことでありますけれども、これを恒久的にずっと祝い金としてやっていくなれば、やはりしなくてもいいではなくてすべきだと私は思いますが、その辺の見解、町民の皆様にもご理解をいただくためには、やはり条例化してきちんとした形で町民の皆様にお知らせをして、公約ではこうなんだから子育て支援の手法としてやっていくんだというものを私は明らかにしていくべきではないのかなというふうに思います。その辺の見解をお願いいたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

今、総務課長が答弁したとおりではありますが、恒久的なものとしたいという中で、今後、条例化に向けて進めてまいりますので、ご理解を賜りたいというように思います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

そうしますと、今後というようなことをご理解して行ってよろしいですね、条例化してということで、今ここで改めてすぐにこの定例会で決議されなくても、条例化してきちんとした形で進めていくというような理解でよろしいでしょうか。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

今回はこれをご理解いただいて可決をいただきたいと、そして今後については条例化に向けて整備をしてまいります。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

なぜ今回なのかというのが、公約だから必ずやる、それは町民との約束ではあります。しかしながら、この公約が選挙効果でどのような影響を与えたかというのは計り知れないと思います。ですので、やはりここできちんと整理して新年度からというような方向づけもできるのではないかなというふうに思います。必ずしもこんなに急いでやるべきものなのかどうかというふうに思います。いかがなものですか。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

この間の答弁でも申し上げましたが、選挙目当てということではなくて、さらさらそんなことは考えておりませんでした。今の物価高騰の中で、入学する子供さんをお持ちの親御さんたちがなかなか支出が大変だというような観点からこういうことを出させていただいたということですので、今回このようなことをご理解いただいて、今後に向けては恒久的なものとするためにも条例化をしたいということですので、よろしく申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

16ページの学校管理費です。東小学校の給食搬入口の修理ということで、修繕ということで168万8,000円かな、上がっているということなんですけども、これについては常任委員会でもちょっと申し上げましたが、以前も雪のために同様の被害というか修繕があったように記憶していますが、学校等の施設に対して本当に設計ミスがないかということが様々な場面でこれまでも言われてきたと思います。坂下中学校の体育館の雪の始末にならない、歩道までに乗り上げてしまうような状態、あるいは教室のベランダに雪が落ちてしまうという設計のミスとかがずっと教訓として残されていると思うんですけども、こういうものが続かないようにどんなことを考えているのかということを反省点としてぜひ考えがあれば述べていただきたいと思いますが。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

お答えいたします。

17ページ、小学校・中学校、16ですね、失礼いたしました。16ページの小学校費の施設修繕ということで、168万8,000円ということで今回補正のほうを計上させていただいております。議員おただしのおり、坂下東小学校の給食の搬入口の屋根の修繕という部分も含まれてございますが、そのほかに3点ほど修繕する箇所がございます、同じ

坂下東小学校のエアコンの室外機の部分、それから校庭の東側のフェンスの修繕、それから南小学校の倉庫の修繕ということで上げさせていただいている内容ということでございます。

議員おただしのおり、東小学校の給食搬入口でございますが、通常、上から雪崩が落ちてくるような構造にはなっていないんですけれども、今年の大雪でもって、通常、雪崩が下りるところではないんですが、その部分に雪庇ができてしまって、その雪庇が落下したことによってその下に設置していた屋根が破損したというような中身になってございます。実際に給食を搬入するに当たって雨等の支障がないようにというふうに設置してあるものでございますが、今回はあくまで修繕というような形で直させていただく予算を計上させていただいております。

根本的にというところで、どういった構造のものがあればそういった方が一といいますか、想定外の雪庇の落下等があった場合においても損傷することなく、また下で作業している給食の方であるとか子供たちの生命ということもありますので危険がないような形にできるかということで今後も研究していきながら、施設の修繕、それから改修ということで当たってまいりたいというふうには考えてございます。今回につきましては、その部分の修繕ということで計上させていただいております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

先ほど祝い金のことが出ましたので、16ページ、扶助費についてお伺いします。

今回計上しましたけども、これは条例化も何もされていないわけだから、早く言えば単年度の事業なのか。これからやりたいということだと、これは条例化をするんだということを行っていますけども、この事業はちょっと債務負担行為的なものなんですね、町長の考えからすると。将来も続くのかということです。

大切なのは、これに対して町民1人当たり約700円の負担なんです。これがずっと続くわけですね、孫子の代まで。こういったことで、まず事業はこれから検討したときに金額について検討の余地があるのか、やはり議会と協議したときに、じゃあ、これについて変更、そういったことも考えられるのか、お伺いいたします。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

お答えいたします。

今、議員おただしの金額の部分でございますが、事前に定例の教育委員会のほうでも協議をさせていただきました。その中でも教育委員さんの皆さんのほうから様々なご意見を頂戴したところでございます。先日ご説明申し上げましたとおり、この祝い金の算定に当たっては、あくまでお祝い金というような趣旨でございますが、それぞれ小学校、中学校に入学する際に保護者の方々にご準備いただくような学用品、それから制服も含めてでございますが、その経費というものを参考にさせていただいて提案をさせていただいたというような内容でございます。

教育委員会委員の皆様方からも様々なご意見を頂戴いたしました。その中でも、今、議員のおただしにありましたとおり、単純に支給して保護者の方が単純にもらうというようなものではなくて、やはりこの祝い金の趣旨というものを町民みんなのお祝いの気持ちなんだよというようなことを十分に保護者のほうにお伝えした中でこの祝い金の支給をしてほしいというようなご意見もございました。

そんなところも含めて、教育委員会といたしましても、実際の支給に際しては、そういったお祝い金の趣旨ということも含めて十分に保護者の方にご説明した上で支給をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ちょっと違う観点からお伺いします。

この財源はふるさと納税をこういった教育関係に使っていただきたいというような趣旨があったからということ使っているということでの財源だということですが、今回見ますと別にふるさと財源から入ったということではなく、いわゆる一般財源となっておりますね。一般財源からやったのであれば、やはり、失礼。ふるさと納税から行くんだということであれば、やはり基金とか特別会計、そういったものをつくって明確にふるさと納税から支給するんだというふうなことが必要じゃないかということをお聞き申し上げますけれども、いかがでしょうか。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

ふるさと納税の使途につきましては、寄附者の方の思いをしっかりと受け止めながら、しかるべく財源として充当するなり基金に積み立てるなりということを使っておりますというような答弁もさせていただいた経過がございます。子育て支援という枠の中で教育関連にも当然充当してございまして、小学校費であるとか中学校費についても様々な事業にこれまでも財源として充当させていただいておりますので、先日ご答弁した内容同様、こういった使途に充当していくということも可能であると、そういう方針で進めることができるというようなことで先日答弁した内容のとおりでございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ふるさと納税があるからということでも、今回の財源は一般財源からで、なぜこれができるかというのは、繰越金が多かったからなんですね。繰越金のところには、別にふるさと納税だとかそういったどこからなんて、確かにふるさと納税の分も入っている。だけど明確ではない。

じゃあ、こういったことをやるのであれば、この7年度の中でやるのであれば、7年度のふるさと納税があった中でそこから支出をするのが妥当ではないかということなんですね。財源は今回の一般財源の中としているけども、実際に繰越金でしょう。私はそうふうに、かなり、4億幾らでしたね、繰越金、というふうに私は理解するんですけども、その辺の見解はいかがでしょう。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

確かに今回の繰越額を全て合わせますと5億を超える繰越金が発生しているというように、一定の基金なりの規定にのっとりまして財調に積立てをするもの、それからその他の財源として充当させるものというようなことで今回もご説明、お示ししたとおりでございますが、どこにどのように充当してどういうふうに使っていくかというのは、きっちりと振り分けられてあてがわれているわけではございません、一般財源ということ。

ですので、そのほかの事業も含めまして、この祝い金をやれる財源は繰越金だからというようなことも言い切れないという部分がございます。やはり繰越金を有効に活用するために、財政サイドでも基金なりその他の充当の方法を十分に検討して今回お示したという内容でございます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

今言ったように、お金に色がついていないわけですよ、一般財源に入ってくるね。そうすると、教育資金の目的で違うところに使って、じゃあこの部分は一般財源から出しますよということだって言えるわけです。それを言葉で、じゃあふるさとを使っていきますよと、でも財布がみんな一つになっちゃっているから、実際にはどういうふうになっているか分からない。でも、そのことによって予算が膨らむんだから、支出が。ということは、700円ずつ町民は負担をするということなんですよ、子供から何まで。1人700円だと、今1万3,000幾らでしょう、大体900何万です。今回のやつは950万円ですよ、953万円。だからそういうふうなことだ。

それで、そういうふうな理屈だったら、ふるさと納税が減少したら廃止するのか。その辺をきちんとやっておかないといけないんですけども、そういった考えは持っているんでしょうか。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

おかげさまで会津坂下町ふるさと納税が今のところ好調というようなことで、大変全国の方からご支援を受けまして、うれしく思っている次第でありますけれども、やはりふるさと納税、未来永劫にわたって一定の額が入ってくるとは限らないと、おっしゃるとおりでございます。そういったことで、ふるさと納税ありきで財源として使っていくという危険性も十分財政サイドでは心してかかっているところでございます。

そういった目的のためにお寄せいただくその浄財、寄附額を有効に使わせていただくという形であってがっているということでございまして、今後、町の施策として続けていく中で、ふるさと納税という財源が仮に乏しくなりまして十分に充当できないというふうになってきても、それこそ条例化するなりということで将来にわたってずっとやり続けていく制度だというふうに位置づけて、そうしますとふるさと納税がないからとかいうことではなくて、何としても財源を確保してこの町の施策を継続していくんだというようなことで、財政のほうもそれなりの調整をした中で財源確保に努めていくと、そういう考え方でございます。

◎議長（赤城大地君）

一旦ここで切らせていただきます。一夫議員、申し訳ない、3回終わりましたので、ここで一旦切らせていただきます。

ほかに質疑はございますか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

15ページ、8款土木費、10節です。10節需用費の施設修繕の背景を教えてくださいとお願いします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

需用費の199万5,000円でございますが、こちらについては、昨年の豪雪によって中岩田団地の屋根が一部破損いたしました。屋根の修繕も考えたんですが、中岩田団地そのものは長寿命化計画の中で用途廃止の予定をしておりますので、最低限、トタン等が飛散しないような防止策と併せて、対象となる棟に住んでおられる方、4世帯の移転先である新中岩田住宅の内部の修繕費でございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

今ほどの話ですと4世帯が対象だということですが、いつ頃をめどに移転の予定なのか教えていただけますでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

対象は4世帯でございます。そのうち1世帯、高齢の女性の方お一人については、既

に施設のほうにもう入居してございます。残りの3世帯については現在の修繕が終わり次第、あと、各世帯のご都合でもって移転をしていただくような形になりますので、遅くてもあと二、三か月のうちには全て移転されるものと認識してございます。

◎議長（赤城大地君）

よろしいですか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

21節移転補償200万の根拠を教えてください。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

21節の移転補償でございますが、今ほど申し上げた4世帯に対する主に引っ越し費用が一番の中身となっております。大体1世帯当たり50万弱ぐらいの補償費になってございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

13ページの7款商工費で商工業振興費についてお伺いします。

この中で企業誘致補助金2,397万2,000円がありますね。そして、トータル的に一般財源からということなんですが、これはいわゆる制度、そういったものによって固定資産税が減免されたりしているということだと思います。一般財源からこれを補助金として補填するということは、その分、町の財源が減ってしまう。これに対して国とか県からの補填、いわゆる補助金とか、町に対しての、こういったものはあるのでしょうか。

◎産業課長（渡部 聡君）

議長、産業課長。

◎議長（赤城大地君）

渡部産業課長。

◎産業課長（渡部 聡君）

お答えします。

企業立地奨励金、このたび2,397万2,000円、補正で計上させていただきました。これはあくまで奨励金ということで、固定資産税の納付額相当額を交付するというものでございます。あくまで奨励金ですので、これに対しての国からの財政措置というのはないというふうに認識をしております。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって原案に対する質疑を終結いたします。

◎議長（赤城大地君）

次に、修正案の説明を求めます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

発議第2号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」に対する修正案であります。

議案第41号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」の一部を次のように修正する。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるといっていただきます。

内容としては、教育費の小学校入学祝い金と中学校祝い金について実施しないと修正したく、その費用を削除するものです。

その理由としては、一つとして、このたびの町長の選挙公約がありましたけども、選挙のないときには保育料を負担増、6年度はまだ決算が終わっていませんから、4年度と5年度で600万円の負担増があったわけです。しかし、じゃあ選挙のないとき、今年支給するのかと、ちょっと選挙目当てというふうに理解するんですが、実施の時期と動機が不純であります。約、中学生は100名、小学生は80名ですね、大体、ざっくり。そうすると、早く言えば子供さんには親が二人いる、そこに祖父が4人いる、そうする

と6人ですね。仮に180に6人を掛けると1,000人ですね、1,000人の効果があるんです、非常に。そして、これからもやるなんていうことを言っていると、またそういったやつでいろいろ効果がある、そういったことをもくろんでのことかというふうに、私はちょっと不純だというふうに申し上げます。

あと、長寿祝い金は条例があるわけですね。それで、条例を制定して実施するのは相当であります。先ほどこれから条例を制定するんだと言っていました、この制度を考えたのは、計画したというのは半年くらい前、大体去年の暮れか今年の初めくらいですね、常任委員会でも話しました。町長も以前から思っていたと。でも、事業の計画は練っていたとのことでありますが、なぜ議会にこの計画を協議しなかったのか、こういったことを計画しているとかとやらなかったのか。協働のまちづくり、計画をお互いに共有して議論すべきではありませんか。二元代表制、議会も住民の代表であることをよく理解してほしい。

ふるさと納税から財源とするというようなことがありましたけども、今年度は繰越金があったから、そこから、一般財源の中から支出するというような形態ですね。でも、明確にするのであれば、ふるさと納税から持っていくのであれば、基金特別会計をつくり、明確にそこから取り崩して支給するということが妥当ではないか、それが正当ではないかというふうに私は考えます。やっぱりそういった制度づくりをきちんとすべきだ。

あと、この事業は債務負担行為であります。これは将来も続くわけですね。やはり提案するには十分な検討、協議がなされていないわけです。今回修正してこれを削除して、そして新たに提案して再考を求めたいというものであります。

それでは、中身に移ります。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳出、10款教育費、補正額191万2,000円の減、計99万8,509円に改める。

1項教育総務費、補正額46万6,000円の減、計12万7,963円に改める。

14款予備費、補正額6,848万6,000円、計9,288万8,000円に改める。

1項の予備費も同額でございますので、省略します。

歳出合計については修正がありません。

続きまして、事項別明細書についてご説明申し上げます。

1、総括。

10款教育費、補正額191万2,000円の減、計9億9,850万9,000円、一般財源、310万2,000円の減に改める。14款予備費、補正額6,848万6,000円、計9,288万8,000円、一般財源6,848万6,000円に改めるというものです。

歳出合計については修正がありません。

3、歳出です。修正額の幅は全て953万円ですので、ご理解ください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額22万2,000円、計6,570万円。一般財源22万2,000円。扶助費、住居扶助費、全て削除する。削除、修正するものです。補正額46万6,000円の減、計1億2,796万3,000円、一般財源46万6,000円の減に改めるというものです。

続いて、14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額6,848万6,000円、計9,288万8,000円、一般財源6,848万6,000円、予備費6,848万6,000円に改めるというものであります。計の欄も同様であります。

以上、説明といたします。

◎議長（赤城大地君）

これより本修正案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

今回の修正案ですが、提出した理由として二つほど挙げていらっしゃいましたが、私としては、今、若者世代が非常に経済的に困っているという状況の中、物価高騰もあり、緊急的にこういった措置を取るとするのは非常にいい施策じゃないかなと思っているわけなんです。今回、条例を制定して検討すべきということですけども、財源の問題もありましたが、そもそもこういった施策に対してはどう思っているのかというのと、あと、その検討内容、これから条例を設定していくに当たってどんな項目について検討が必要だと思っているのか、ちょっとお伺いします。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

お答えします。

これにつきましては、全体的な財源、あと、どういうふうな形で支給するか、金額、そういったこともじっくり検討されていません。ですから、先ほど申しましたように、やはり議会と一緒に協議をして、一旦、私は否決、修正案を通していただいて、議会と一緒に考えるべきでないかということで、そのときに財源であろうと支出の中身であろうと一緒に検討しましょう、いわゆるそれが協働のまちづくりではないかということなことであります。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明君。

◎1 番（高久敏明君）

先ほど最初に言ったこの制度の趣旨といたしますか、若者世代に対して入学祝い金として町民みんながお祝いとしてその子供に上げていくという、こういった制度趣旨に対しては下げる、もっと練り直してちゃんとしっかりした制度としてあげたいと思っているのか、それともこの制度自体にちょっと問題あるんじゃないかなと思っているのかについてお聞きしたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

制度自体に、やはり唐突につくったのでいろいろ欠陥があると思います。いろいろお金を支出することは大変救済的な、あと支援みたいなのがあるんで大変いいことだ、いいことだ。ただ、いいことだ、いいことだ、だけで済まされるものではない。やはりそれについては、これを提出するに当たって議会と協議をしてすべきものであり、また、条例化という本来条例化すべきもの、祝い金というのは条例化があるわけですから、執行部のほうでも町長に対してそういう条例があるんだからそういったことをやるべきだ、そういった姿勢がないのか、そういった執行部がないのか、私は甚だ残念であります。やはりそういったふうにして一つのプロセスを踏んでやるのが議会であります。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

◎6 番（小畑博司君）

議長、6 番。

◎議長（赤城大地君）

6 番、小畑博司君。

◎6 番（小畑博司君）

発議者はこれまでこの案件に関して、町政としては少子高齢化、あるいはこの少子化の中で子育て世代を応援したいということでは言っている、その一つの施策であると思いますが、一方で老人はどうなんだと、高齢者はどうなんだと、祝い金はどうなんだという話がされています。そもそも子育て世代の施策と高齢者に対する施策というのが平等にできると思っているのか、何が平等であるというふうに思っているのか、何を優先すべきだと思っているのか、お伺いしたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

それは執行者が答弁することでありますので、私は答弁しません。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午前10時50分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前10時50分）

今、質問者にお伺いいたします。議会運営上の通則上、議員提出議案であっても執行部に対する質疑も認められております。今現在の質問、質疑については、提出者なのか、執行部側なのか、どちらに対する質疑なのか教えていただければと思います。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

この入学祝い金制度に対してこれまでの質疑の内容をお聞きするに及び、また今回の発議の原因となった部分に関することですので、その考え、基本的に町長が、町がやろうとしている子育て支援策に対して、老人への配慮が足りていないのにやるのかというような意見もありましたが、どういう考えに基づいてやろうとしているのか。高齢者施策と子育て世代への施策というのが平等に行われなければいけないのではないのかという発想の下なのか、そもそも平等というのは何が平等なのか、その辺の考えというのは発議者としてあるべきだと思いますが、私は発議者に聞きたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私が執行者であればきちんと答弁します。私は執行者ではありません。

今の高齢者の高齢祝い金、それとこの小・中学生への就学祝い金というのは別物であ

ります。別々に審議するものであります。そういうふうにして高齢者に対してどういうふうに見えるということにリンクして一緒にやるのか、というふうには切り離してやるべきだと思っております。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

反問権をお願いします。

◎議長（赤城大地君）

大丈夫です。

◎10番（五十嵐一夫君）

行使します。

◎議長（赤城大地君）

はい。

◎10番（五十嵐一夫君）

小畑議員に質問します。あなたは高齢者に対してどういうふうにいるんですか、祝い金に対しては。そして、今回のことに対して、町がやることに対して、それに対してあなたはどう思っていますか、お伺いします。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

お答えします。

そもそも高齢者に対する高齢者支援と子育て世代への支援というのは別々に考えられるべきものだと私は常々思っています。一緒くたにして、この施策に対して老人はどうなんだということを反論していらっしゃるから、一緒くたにしているんじゃないですかと私は聞きたいんですよ。

私は高齢者に対する支援がどうでもいいなんて言ってもいないし、考えてもいません。高齢者に対する支援も様々されていますよね。65歳以上の方にはバス代も8,000円支給したりしています。免許返納者に対しての支援も行ったりしています。別にそれで十分だと思っているわけではありませんけれども、どうでもいいと思っているわけでもありません。

子育て支援に対して申し上げますけれども、私は前回、保育料が引き上げられるという提案があったとき反対しました。皆さん、反対しましたか。賛成が多かったから通っ

たんじゃないですか。議会が賛成したんですよ。提案したのは行政ですよ。賛成したのは議会ですよ。私は反対したんです。そんな九百何万のために子育て日本一というのをぶん投げるのかと、政策の変更ではないかというふうに迫りましたよ。そのとき言いましたか、あなた。強硬に反対したんですか。

私が一步でも、今、5か月連続で実質賃金下がっている、新聞でも言われているとおりです。支援を5%したってどっかに吹っ飛んじゃうんですよ。それを支援するのに来年まで待っているって、今できる施策をやらないということに対して、私は甚だ逆に憤りを感じますよ。行政ができること、行政が検討して要はやらなくちゃいけないということに対してそれにストップをかける。大きな町の事業ができないとか様々な主張があれば、当然議会でしっかりともんでやるべきだと思いますよ。

これまでどうでした。説明に対してだって同じですよ。県あるいは国で支援策を練った、でもそれでは不十分だから町で独自の支援策を練って対応したんですよ。そういう行政の対応というのが緊急時には求められるんじゃないでしょうか。

(「議長、議事進行」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

小畑議員の発言中でございますので静粛をお願いいたします。

◎6番(小畑博司君)

先ほどに戻りますけれども、高齢者支援に対してどうでもいいとか子供支援を優先すべきだとか、そんなことを考えているわけではありません。

以上です。

◎8番(五十嵐正康君)

議長、議事進行。

◎議長(赤城大地君)

8番、五十嵐正康君。

◎8番(五十嵐正康君)

議事進行いたします。

発言者の反問権についてでございますけれども、反問権といいますのは、質疑の内容の整理をするための手段でありまして、相手の考えを聞くための方法としては定義されていないというふうに思います。ここでその反問権をすることについての、質疑者の何を考えているんだというような反問権については、私はここでちょっといかがなものかというふうに思いますので、意見を申し上げます。

◎議長(赤城大地君)

暫時休議いたします。

(午前10時57分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午前10時58分)

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

小畑議員の先ほどの質問について答弁します。

私は、保護者負担30%から50%に増加させるについては、賛成いたしました。やっぱり町の財源、そういうところも考えて負担をしていただく。あと、それが実情の経済的なことから考えると合わなくなっているからということで賛成をいたしました。

賛成をしてやっぱり負担が増になった。ただ、ここで言うのは就学祝い金をやればそこに今度は町の支出が増えるわけです。町の支出が減ったわけです、保育料について。だからその効果がありますから、この就学祝い金についてはそのことも含めてもう一度よく議会と一緒に話をすべきじゃないかということで提案をしたわけです。一旦、一応それについては削除して修正するという、そういった趣旨でありますので、ご理解ください。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

発議者は、町長は現職のときには保育料を引き上げるという案を出しておいてというふうなお話がありました。自分もそれに賛成しているんですから、そのことについて云々するというのはおかしいんじゃないですかね。

私はこれをずっと言ってきたわけですよ。保育料を上げて幾らになるんですか、九百何万ですよ。あのときは八百何万でした。そんなにならなかったんですよ。それで、今までの保育料、保育というか条件というのを維持できるんなら何で引き上げる必要があるんですかと。上げてしまったので、今度は子育て世代を犠牲にしながら、今度は庁舎建設に向かうんですかということも申し上げました。今、本当に子育てを一生懸命やっている方々の生活の状態というのは、先ほど同僚議員もおっしゃられましたけど大変です。大変だね。そういう状態の中で、行政というのは素早く対応してできることは、なるべく福祉向上のためにやるわけですから、私ども議会はそれを検証し、より福祉向上に努めるよう

に提言もしてきているわけですので、できることは速やかにやっていただきたいと。発議の段階でちょっと感じた点を申し上げました。

◎議長（赤城大地君）

答弁はよろしいですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

答弁します。

今、保育料について賛成したんじゃないかと。提案したのは町長なんですよ。提案しなければいいんです、それじゃあ。そうなったと、提案するなど言えばいいんですよ。私はそこに賛成しました。賛成したからこそ、そのときに負担増があるけども、その負担が増えた、それは町の収入としてなった、それで今回これを出せば、やはりそれが帳消しになってしまうんじゃないかという、そういったことも含めてもう一度再考を求めるといふ、そういった修正案の趣旨でありますので、ご理解ください。

◎議長（赤城大地君）

ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようでございます。これをもって修正案に対する質疑を終結いたします。休憩のため休議といたします。再開を11時10分といたします。

（午前11時03分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時10分）

これより修正案に対する討論に入ります。討論はありませんか。よろしいでしょうか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

私は、この修正に対して反対する立場で討論いたします。

今までの質疑のやり取りの中で、せっかく令和4年だと思いますが、保育料の見直しがされ、引上げがされて5年から実施された、それが元に戻ってしまうのではないかとというようなお話がありました。私は、子育て世代への支援というのは、お金が余ったらやればいいのかというふうに思わざるを得ないような発言で、非常に残念でありました。

やっぱり行政は、本当に若い人も高齢者も含めて寄り添いながら、今求められている施策は何なのかということ常を頭に置いて執行されていると思いますし、私ども議会議員一人一人もそのように考えながらそれぞれの役割を果たしてきているというふうに思っております。

これは先ほどの議論の中でも申し上げましたが、今、子育て世代の方々の賃金は諸外国に比べても低くなってしまい、まして最近の米をはじめとする物価高騰の中で5%の賃上げをされた方はちょっとましだというくらいで、そんなところに及びもつかない方がたくさんいらっしゃる。何しろ非正規が4割この国にはいますし、その4割のうち多くは女性であります。本当に厳しい社会だなというふうに思いますし、できることは何だろうかということ考えたときに、今、953万でこんな制度ができればいいなというふうに思います。

なぜいいかというふうに私が思いますのは、これが学校給食費の補助だったりしますと、既に本当に困っている方々についてはいただいておりますし、そこには手の届かない施策になってしまいます。また、保育料についても同様であります。既に減免されている方については何の足しにもならない、手が差し伸べられないという結果になってしまう。そんな中で、今回の入学祝い金制度というのは、どんな困窮世帯にも手が届く支援になるのかなど、入学のときだけですけれども、今このような支援が実施されることによって多くの方々が町の施策に対して心強さを増すだろうというような思いもありますので、ぜひとも早急に実現してほしいという思いの中でこの修正案に対しては反対いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありますか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより修正案について採決いたします。本修正案に対して賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

一般会計補正予算に対して賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど修正案に対して反対討論した部分と全く正反対の話でございますけれども、喫緊では、今年2月等の豪雪に対して国・県の支援策が出されましたけれども、非常に、現実に農家等に対する寄り添った支援であったのかというふうに思うと甚だ疑問でありました。そんな中で町は、町長はじめ各部局においてよく検討されて、町民にすぐに役に立つような施策にさせていただいた部分がありました。これに対しても独自の予算として、ハウス部分を含めるとちょっと大きな金額になると思いますけれども、そんな対応もしていただきました。これはやはりすぐに町民の負託に応えるためにやったという意味では、評価されるべきものだなというふうに思います。

そこへ持ってきて今回の施策でありますけれども、本当に若い世代、子育て世代の方々がかれを待っていたというようなことで万歳をするような施策ではありませんけれども、本当に小学3万、中学入学7万ということでございますが、いわゆるこの大変逼迫した経済状況の中でそれらの暮らしを支える手だてとしては非常に有効な施策であり、この一般会計補正予算の中ですぐにも実施をしていただきたいという思いを込めまして賛成の討論といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

本案に対して反対の立場から申し上げます。先ほど修正案が否決されましたけれども、重複する部分がありますが、申し上げます。

まず、保育料が600万、4年度と5年度で増えました、負担増がね。それで、今回は町の支出が953万で、600万円増えたのが一般会計の財源として寄与している。そういったのが、今度負担をすれば、支出をすれば帳消しみたいになってしまう。

あと、この時期が悪いということを使うんです、私はね。選挙の公約に挙げた、やはり自分を律する中で選挙のときにこういったこと、いわゆる選挙目当てでないかと言われてもしょうがない。選挙のないときには負担増を強いて、選挙のあるときは、今度はこういったやつを創設しますよなんて、まず実施の時期、あと動機が不純であります。

あと、長寿祝い金があるんですが、これは条例があるわけですよ。やはりそれと同様に条例を制定して実施するのが相当であります。

協働のまちづくりでありますので、この事業の計画を練っていたのであれば、やはりもう半年たっているわけです、その練ったときから。そうすると、ところどころに教育委員の中でもそういったことを話しましたと、何ら常任委員会でそんなことは出てこない、唐突に出てくる。やはり我々議会もその計画、そういったことをお互いあるならばよく聞いて議論すべきでないか、それが二元代表制でないか、議会も住民の代表であることをよく理解してほしいということです。

あと、ふるさと納税で賄うということであれば、やはりふるさと納税から来ているということを明確にするために、基金であるとか特別会計であるとか何がしか支出を明確にしておかないと、ふるさと納税から来ているんだということが分からないので、これにはそういった制度をつくるべきではないかということをおし上げます。

あと、この事業は、今回のやつはやるといっても予算で条例も何もしていないんだから単年度というふうに理解しているんですけども、でも町長はやりたいと言っている。そうすると、今度、条例をつくるというような答弁がありましたけども、一つの債務負担行為がありますので、将来も続くわけです。町民1人当たり700円の負担増であります。赤ちゃんからじいばあまで含めて、そういったやつが続くわけです。そういったこともよく理解してほしいということです。提案するには十分な検討、協議がなされていないので、一旦否決して再考を求めるものであります。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

私は一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

このたび、先ほどから出されております小学校・中学校入学祝い金に対しては、根本的には、基本的には容認するつもりというか、祝い金はそれも必要かとは思われますが、ですが子育て支援という形であればもっと幅広く恒常的に続けられるようなもの、例えば先ほど同僚議員からは学校給食費なんていう話も出ていますが、学校給食費無償化の子供でも、無償というか払っていない子供がいるということをおし上げてしまえば、どこまでもそ

れが出てきます。

そうではなくて、本当に今、子育て中のお子さんを抱えていらっしゃる保護者の人たち、毎月毎月の給食費、本当に大変だと思います。そして、その支援を受けられないはざまにいる、そういう人たちだってたくさんいるはずです。やはり子育て支援として考えるのであれば、広く、そして小学校、中学校と続くこの子供たちを育てていらっしゃる保護者に対しては、せめて無償化とは言わなくても3割減でも半分でも財源を充てて学校給食費の軽減、それに当ててこそ、本当に子育て支援という立場で言えば、私はそちらのほうが正当、正当という言い方は変ですが、妥当ではないかと考えますので、このたびのこの一般会計補正予算に対しては、ほかの事業に関しては本当に皆さんよくやっていらっしゃると思いますが、反対をさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

私は修正案に対しまして賛成の立場で申し上げたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

原案、原案です。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（赤城大地君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

一般会計の補正予算に反対の立場で申し上げたいと思います。

確かに今回の小学生・中学生の入学祝い金に対しましては、唐突な計画で、たとえ町長の公約であったにせよ、もう少し時間をかけてじっくりと協議をすべきではなかったのかなというふうに私は思っております。

それは確かにお金で支給すれば何でも解決するというのではなく、やはり今、会津坂下町に置かれている課題というのは、子育て支援の中であっても、少子化問題は喫緊の課題ではないのかなというふうに私は考えております。そういうことから言いましても、少子化対策の中の子育て支援も必ず必要でもあると思ひまして、なぜもっともっと議論がされなかったということで不安でなりません。支援の方法にはお金を支給するという一つの手段ではありますけれども、今、会津坂下町ではやっぱり心を育てる支援が強く求められているのではないだろうか。

中でも、私は、保護者の意見、保護者の意見と言われますけれども、本当に保護者の中の意見であったのか、子供を育てる、子供を産んだ親の責任というのがどこにあるのかなというようなことであって、自分の子供はやっぱり自分できちんとした生活設計なり、あるいはライフサイクルなりで、きちんと私は子供を育てていくのが本当の支援ではないだろうか。

確かに今、物価の値上がりやいろんな要因はあろうかと思えます。しかし、今、私が考える中で一番大事なのは、やはり保護者の心を支援する。私は、この間の一般質問にもあったように、今、中学校一つを例に挙げましても、332名の中で約50名の子供たちが不登校であるというこの要因、これは確かに教育長のほうからいろいろな形であって不登校になっているということでもありますけれども、今ここでお祝い金を出すのも一つの手法ではあります。

しかしながら、ここでもう一度振り返ってみて、本当の子育て支援とは何かという疑問があったのか、なかったのかというより、私はその辺をもう一度見直ししていただくというふうに思いますし、町としても物価高のためにお祝い金をやるんだ、物価高のためにお祝いをやるんだということですが、ここでもう一度立ってみて、もう一度、本当にそれでいいのかどうかということを見極め、議論をしていただきたいというふうなことで、今回の修正案を賛同したのでもないけど、反対討論として申し上げたい。

本当に保護者の役割とは何なのかということをもっとじっくりと考えていただきたいということで、私はこの補正予算案に反対するものであります。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私は賛成の立場から意見を申し上げさせていただきます。

一番の今回の補正予算の焦点、就学祝い金ということになってしまっているようですが、私も就学祝い金に賛成であります。なぜ賛成かと言いますと、今、子供の、同僚議員からの討論の中でも人口減少云々の話がありましたけども、人口減少の最大の要因というのは若い子育て世代の貧困化というふうに言われております。その中で収入が減っていて結婚ができない、子供ができないという部分が一番の子育て世代の子供を持ってない要因であるというふうに言われている中で、子育て世代に対して、一番の入学時のお金がかかる部分への一時的な町の支援ではあるかと思えますけども、それを支援するという明確な意思表示の予算というのは、私はすばらしいというふうに思います。

さらに、これは本来であれば、皆さんがおっしゃっているように、次年度、令和8年

度からというような発想によくなりがちなんでしょうけども、予算の執行において柔軟に今年度からやる、迅速にやるというような判断ができたということは、私は古川町長を見直したというか、そういう執行ができるんだというふうに私は歓迎しました。

そういう意味で、この補正予算に対しては賛成するという立場で意見を申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

賛成の立場から討論をさせていただきます。

世の中が物価高騰、実質賃金が伸び悩む中で、子育て世代、非常に厳しい状況の方がいらっしゃると思います。そのような声を町長はしっかり聞き、そして執行部の皆さんと協議し提案したということは、町民の声をしっかりと政策に反映していると私は理解をしています。

ぜひ今回、扶助費で上げられた小学校入学祝い金、中学校入学祝い金のみならず、今後も子育て世代の支援策を検討していただき、よりよい子育て支援ができる町、若者が住み続けられる町にしていきたいと切に願いながら、賛成討論とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。よろしいですか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第2号）」の原案を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第42号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議案第42号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第43号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第9、議案第43号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第43号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第1号）」
を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第44号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第10、議案第44号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第44号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号) 」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長 (赤城大地君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第45号の質疑・討論・採決

◎議長 (赤城大地君)

日程第11、議案第45号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長 (赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長 (赤城大地君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第46号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第12、議案第46号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第1号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第13、発議第1号「会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

提出者は登壇願います。

本案に対する質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより発議第1号「会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第14、発議第2号「古川庄平町長に対する問責決議」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

10番、五十嵐一夫であります。

発議第2号「古川庄平町長に対する問責決議」。

上記の議案を、別紙のとおり、会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号第14条第1項及び第2項）の規定により提出します。令和7年7月10日。提出者、五十嵐一夫であります。

説明を申し上げます。

古川庄平町長に対する問責決議案。

本議会は古川庄平町長に対し問責を決議する。

古川町長は、本年6月1日執行の会津坂下町町長選挙において、議会選出監査委員の小畑博司町議会議員を自候補の選挙対策本部長に就任させました。小畑博司議員は町議

会選出の監査委員であります。町議会選出の監査委員としての地位で、選挙対策本部長に就任させることは、二元代表制における議決機関としての議会を代表しての立場上、選挙対策本部長への就任をさせるべきものではありません。就任させた二元代表制における町と議会の二元代表制の関係をないがしろにするもので、到底看過できません。町長としての政治倫理を問わざるを得ません。政治責任を問うものであります。

監査委員は、主に地方公共団体の財務事務の執行や経営以外にも、行政事務一般についても監査を行うことができる立場にあります。監査委員は、その職務を遂行するに当たっては常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないと基準が定められています。町の長と一体となったのでは適正な監査事務の遂行ができるか疑問であります。二元代表制議会の機能を失墜させる行為であります。

選挙対策本部長に就任させて選挙指揮を執らせ、地方自治法を無視した行動は許されるものではありません。ここに、町長に対し、政治姿勢を問い、責任を明確にしたい、問責決議案を提出します。以上、決議する。

以上であります。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

発議第2号、第3号はちょっと関係あると思うんですが……。

◎議長（赤城大地君）

現在、発議第2号。

◎1番（高久敏明君）

第2号です。第2号におきまして、小畑博司町会議員が監査委員だったからということでございますが、この中で、二元代表制における、町と議会の二元代表制の関係をないがしろにするものでということで、当然、二元代表制というのを考えれば独立して運営しなきゃいけないというのがあるとすれば、私も対抗した候補者の選挙対策本部長をやっていたということがあります。

ということであれば、私も総務、財務、建設委員長という、議会の中では運営する立場として非常に重要な役割を担っているというふうに私は認識しておりますが、これが通るということであれば私に対してのそういった責任というのも何か生じてくるのか、また、どこをもってその境目があるのか、お聞きしたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

高久敏明君に申し上げます。

現在議題となっているのは発議第2号でありますので、今ほどの質問については第3号に及ぶものと解されますので、質問を受け付けることはできません。

ほかに質疑はございますか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

私の名前が出ておるようでありますが、文章の中、町長と一体となったのではというふうに書いてあります。町長と一体となったのではというのは、今一体となっているという意味を表すのでしょうか。私は副町長ではありません。どういう意味なんですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

町長と一体のなり方はいろいろございますが、やはり選挙について支持して応援していただいた、そういったことであれば、いろんな形で関係が生じます。密接な関係が生じますので、それで一体となったという表現にしましたので、ご理解ください。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

選挙を応援してということでございますが、選挙を応援するには、本部長でなくても応援はすることはこれまでも多々ありましたし、お金を集めて誰儲かったという経緯も聞いております。そういう方も監査になったのではありませんか。それはどういうふうを考えていらっしゃるのか、どこに違いがあるのか、お伺いしたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

お答えします。

監査委員というのは、議会選出であります。議会というのは、いろんな様々な意見があるわけです。ですから、そういった様々な意見がある人の集まりでありますから、そういったところに就任するということは好ましくないというふうな趣旨でございます。そういった声がありましたので、今回、問責決議案ということで提出したわけでありませぬ。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

立場、議会から選出されるということで、それぞれの役割はみんな議会で選出してあります。いろんな立場がありますけれども、議員という二元代表制の一翼を担うという意味では同じだと私は思います。応援したことが一体となったというふうに言うのであれば、それはどんな立場の方であろうと議員というのは、そこに顔を出してはいけないというふうになるんだらうと思いますけれども、その辺の境目というのはどのように認識されてこういう文言になりましたのか、ご説明ください。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

それぞれに応援するのはよろしいんじゃないでしょうか。ただ、監査委員という立場だから言っているのであります。一般の議員の方に到底いるわけではありません。監査委員というのは、先ほどもここにありますように、職務を遂行するに当たってはということで、そういった基準が定められているということがありますので、監査委員の方はそういったことを公正な立場で見るとということで気をつけていただきたいということがあります。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

もう一度、「一体となったのでは」というところ、過去の話でされているのか、今もそれが続いているからそれは影響があるというふうなことなのか。一体となったという

ところをもっと具体的にお示しいただきたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

支援者という形で非常に密接な関係になったわけですから、選挙が終わった直後であれば、やっぱり密接な関係が続くので、もちろん選挙のときは一体となったと思います。これからも一体がある程度は続くのではないかというふうに辺りでは見るんじゃないでしょうか。ただ、時期がたてばだんだん綻びも生じてくると思います。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

今と重なりますが、その「一体となったのでは」、その後、「適正な監査事務の遂行ができるか疑問である」というのは単なる憶測にしかすぎないのではないかと思います。その辺と、それから「地方自治を無視した行動」というのも、これはどういうことを指しておっしゃっているのかお聞かせください。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私もいろんな文献とかそういったことを読みまして、中段に「監査委員は」というところは、「基準が定められています」というところは、私がそのまま引用したところがありますので、私のこれは意見ではありませんが、そういうふうなのかというふうに私は理解しましたので、そのとおりと。

疑問があるかというのは、いろんなことだってやるときに、こういう疑問だとかいろんな形で質疑とかいろんなところ出てきます。それがどんどん出てくるので、ですからこの上の「監査委員は」というところは基準が定められているように事務の遂行ができるのか、できないかもしれないし、じゃあきちんとする人はやるかもしれない、でも辺りからそういった嫌疑で見られるということがありますので、疑問でありますというような表現にしましたので、ご理解ください。

◎議長（赤城大地君）

ほかに質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第2号「古川庄平町長に対する問責決議」を採決いたします。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、議事進行。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

この案件は人事でございますので、投票によって行うことをお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

今ほど五十嵐一夫君より採決の方法についての動議が出されております。まだ宣告はしていませんでしたが、議長の宣告は起立でございます。今ほど五十嵐一夫君より動議が提出されております。この動議、採決方法を投票によるというものでございますが、これに賛同する方の起立を求めます。

酒井さんは。

（賛同者起立）

◎議長（赤城大地君）

二人以上の賛同がございますので、本採決については無記名投票による投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

休議いたします。

（午前11時51分）

(休議)

◎議長（赤城大地君）

じゃあ、再開いたします。

(午前11時52分)

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

投票にするって、自分の意思を知られたくないという人がそんなに多いのかどうか分かりませんが、私は議長がやろうとしていた起立でやるべきだと思いますので、そのように動議いたします。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

私も、小畑議員がおっしゃったように、非常に重大な案件でございますので、自分の立ち位置を明確に知っていただくということは非常に大事だと思いますので、起立で誰がどういう判断をしたのか分かる状態にさせていただきたいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

会議規則で二人以上の投票にしてくれという要請があれば投票ということで決まっているんだから、今、明確にしたいというんだったら記名投票にしろというような動議を出せばいいんですよ。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

小畑博司君、佐藤宗太君にご確認いたします。

今ほどの動議は起立で行うということではなく、誰が投票したかということをはっきり分かるようにしろというような趣旨と理解してよろしいでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、会津坂下町会議規則第82条に、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれかの方法によるかを無記名投票で決めるとありますので、無記名投票で、記名投票にするか無記名投票にするかを決したいと思います。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

まだ記名投票にしろという動議は出ていません。起立でやりたいという、そんな意思表示はあったけども、そういったことがありませんのでそれが明確になってから進行してください。

◎議長（赤城大地君）

分かりました。

ただいま五十嵐一夫君のほうから無記名投票で行うという動議が出されております。これに対しては規定の賛同者を得ております。そのほか、採決の方法に関して動議はございませんでしょうか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

どうしても投票にこだわるのであれば記名投票にしていただきたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

ただいま小畑博司君から記名投票にしてほしいとの動議が出されております。これに賛同する方の起立を求めます。

(賛同者起立)

◎議長（赤城大地君）

ご着席ください。

賛同者が2名以上ございますので、今ほど、無記名投票にしてくれというものと記名投票にしてくれという動議が出されております。今ほど申し上げたとおり、会議規則第82条第2項に、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれかの方法によるかを無記名投票で決めるとありますので、記名投票にするか無記名投票にするかを無記名投票で決したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、お願いいたします。
暫時休議いたします。

(午前11時57分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。
投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。
それでは、申し上げます。

(午前11時58分)

無記名投票にするか記名投票にするかを決する投票を行います。念のため申し上げます。記名か無記名かのどちらかを記載してください。なお、これについては無記名投票で行います。

暫時休議いたします。

(午前11時58分)

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。
議場は閉鎖しますね。

(午後0時00分)

ただいまの出席議員は、議長及び青木美貴子君を除き12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、4番、物江政博君、5番、横山智代君のお二人を指名いたします。

投票用紙の配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

それでは、点呼に応じて順次投票願います。

◎書記（松本 功君）

- 1番、高久敏明君。
- 2番、五十嵐孝子君。
- 3番、目黒克博君。
- 4番、物江政博君。
- 5番、横山智代君。
- 6番、小畑博司君。
- 7番、佐藤宗太君。
- 8番、五十嵐正康君。
- 10番、五十嵐一夫君。
- 11番、水野孝一君。
- 12番、酒井育子君。

13番、山口享君。

◎議長（赤城大地君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の立会いを求めます。

投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、記名8票、無記名3票、無効票1票。

以上のとおり、記名投票で決することに決定いたしました。

それでは、発議第2号について採決いたします。

会議規則第81条第2項の規定により、現在の投票を行った結果、記名投票で決することといたしましたので、この採決は記名投票で採決いたします。

ただいまの出席議員数は、議長及び青木美貴子君を除き12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、6番、小畑博司君、7番、佐藤宗太君のお二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

配付漏れはないようですので、投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は記名であります。本案を可とする諸君は賛成と、本案を否とする諸君は反対と、そして余白に自らの議席番号と氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

重ねて申し上げます。白票及び賛成、反対のいずれとも確認し難い投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

◎書記（松本 功君）

1番、高久敏明君。

2番、五十嵐孝子君。

- 3番、目黒克博君。
- 4番、物江政博君。
- 5番、横山智代君。
- 6番、小畑博司君。
- 7番、佐藤宗太君。
- 8番、五十嵐正康君。
- 10番、五十嵐一夫君。
- 11番、水野孝一君。
- 12番、酒井育子君。
- 13番、山口享君。

◎議長（赤城大地君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立会いを求めます。

投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成2票、反対10票。

以上のとおり賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

昼食のため休議といたします。

（午後0時25分）

再開を午後1時30分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時30分）

◎発議第3号の質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第10号、発議第3号「小畑博司町議会選出監査委員に対する辞職勧告決議」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小畑博司君の退席を求めます。

(小畑博司君退席)

◎議長（赤城大地君）

提出者の説明を求めます。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

10番、五十嵐一夫であります。

発議第3号「小畑博司町議会選出監査委員に対する辞職勧告決議」。

上記の議案を、別紙のとおり、会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号第14条第1項及び第2項）の規定により提出するものであります。

説明に移ります。

小畑博司町議会選出監査委員に対する辞職勧告決議案。

本議会は小畑博司君に町議会選出監査委員を辞職するよう勧告する。

小畑博司議員は、本年6月1日執行の会津坂下町長選挙において、現職古川庄平候補の選挙対策本部長に就任しました。小畑博司議員は町議会選出の監査委員であります。監査委員としての地位で選挙対策本部長に就任することは、二元代表制における議決機関としての議会を代表しての立場上、議会選出監査委員である以上、選挙対策本部長への就任はすべきものではありません。就任したことは、町議会議員として、また監査委員としての資質を欠くものであります。

監査委員は、主に地方公共団体の財務事務の執行や経営以外にも、行政事務一般についても監査を行うことができる立場にあります。監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないと基準が定められています。町の長と一体となったのでは、適正な監査事務の遂行ができるか疑問であります。二元代表制議会の機能を失墜させる行為であります。選挙対策本部長に就任して選挙指揮をしたのならば、監査委員という地位を放棄すべきであります。ここに監査委員の辞職勧告決議案を提出しますので、決議案の可決、否決にかかわらず辞職するよう勧告します。

以上、決議する。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

ちょっと先ほどの先走った話なんです、監査委員として非常に公正を欠くというようにことで辞職勧告ということなんです、非常に大きなこれは議案だと思いますが、二元代表制の議会の機能を失墜させるという大きな意味を持つのであれば、いろんな意味において、どの程度まで許されるのかというか、選挙に関わることが、本来であれば二元代表制の独立性が保たれるということであれば、町長選に関わるということは、そもそも議員が関わること自体が許されない行為になって、大きく解釈すれば、というふうになりますし、先ほど言ったように私も対抗した候補者に対して選挙対策本部長になりました。私も議会の中での運営側という立場の中で関わっている人間ですので、そういう者に対する責任みたいなものはないのか、どの辺に基準を置いてこの責任を決めているのか、ちょっとお伺いします。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

お答えします。

議員という立場については責任を問うていません。監査議会選出であるということが一つです。その監査委員として、監査委員の任務、そういったことについては中段で私が述べたとおりでございますが、監査委員は議会選出ということでいろんな意見の持ち主がいる、そしてその代表として送り込まれているわけですから、いろんな意見がある以上、やっぱりそういった特定の候補の選对本部長に就くべきではないというような見解でございますので、ご理解ください。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

監査委員という立場にあるのは、この議会の中、そしてこの議会場というか、職務上ここで仕事をする場であって、一旦外に出て、そしてまた選挙に関わるときには、みんな議員という立場も別にして、個人としてという形で応援するなりそういった態度を取っていたんではないかと思われそうですが、今まで議員の中でそういう選挙本部に入って応援した方、そういう方たちもたくさんいらっしゃったと思うんですが、それについては

どのようにお考えですか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

ですから、議員という立場について問うてはいません。議会選出の監査委員という立場だから問うているのであります。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

ですが、これが監査委員であっても選挙の応援に行った時点で、その監査の内容と関わるようなことは一切関係ないと思うんですけど、それについて何か支障をきたすようなことがあったのでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

監査委員という立場ですから町の執行関係について公正不偏の態度を保持しなくちゃいけないということで、やっぱり選挙において選対本部長と長と候補者という形になったときには、主従の関係的なことも生じます。そういったやつが選挙が終わったばかりですと少し続いていくのではないのでしょうか。

それぞれに皆さんが立場を変えるとそういうふうに独立してできると、それはコンピュータならできるでしょう。ただ、人間はコンピュータじゃありませんから、いろんなソフトは一緒に持ち合わせているので、やっぱりそういったことがごっちゃになってしまいます。それで、やはり自分がそういうふうにしたといっても外からどういうふうに見えるかということでもありますので、監査委員がそういったところに就くのはふさわしくないというのが私の見解でありまして、またこれは住民の声もありましたので、私がそういった形でその声を吸い上げて決議案として作成したわけでありまして。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

その選挙期間中にそれと思わしき事例があったのか、そしてまた、この選挙でなくても、今までにも監査委員をなされた方の中にも、ここで発言すべきではないのではないかと思われるようなことを発言される方もたくさんいらっしゃいました。たくさんというか、何例かございました。それに、この選挙に関わる時点で、一個人として皆さんはやはり応援したと私は思います。そこに議会において監査役だからということにくっつけるような形は、ちょっとそれは五十嵐議員個人の見解というか個人の思惑、それこそ推測であったにすぎないんじゃないかと思われませんが、いかがでしょう。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

監査委員という役職を身につけているわけです。ですから、そういったやつが身につけている以上は、そういったことを踏まえて行動をしていただきたいということであり
ます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休議いたします。

（午後1時41分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

それでは再開いたします。

（午後 1 時 42 分）

これより、発議第 3 号「小畑博司町議会選出監査委員に対する辞職勧告決議」を採決いたします。

この採決は無記名による投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

ただいまの出席委員数は、議長及び小畑博司君、青木美貴子君を除き 11 名であります。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、8 番、五十嵐正康君、10 番、五十嵐一夫君のお二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は無記名であります。本案を可とする諸君は賛成と、本案を否とする職員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。白票及び賛成・反対のいずれとも確認し難い投票は、会議規則第 84 条の規定により反対とみなして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

◎書記（松本 功君）

1 番、高久敏明君。

2 番、五十嵐孝子君。

3 番、目黒克博君。

4 番、物江政博君。

5 番、横山智代君。

7 番、佐藤宗太君。

8 番、五十嵐正康君。

10 番、五十嵐一夫君。

11 番、水野孝一君。

12 番、酒井育子君。

13 番、山口享君。

◎議長（赤城大地君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立会いを求めます。

開票するのは職員でお願いします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成2票、反対9票。

以上のお通り、賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

小畑博司君の除斥を解除いたします。

（小畑博司君着席）

◎議長（赤城大地君）

小畑博司君に申し上げます。ただいまの辞職勧告決議は否決されました。

◎請願第4号、請願第8号、請願第9号、請願第10号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第16、総務産業建設常任委員会に付託しておりました請願第4号「はたらく女性への健康配慮を求める請願」について、請願第8号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」、請願第9号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」、及び請願第10号「国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出について」の請願を一括議題といたします。

議題とした請願の審査、経過、結果及び審査結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

それでは、総務産業建設常任委員会で請願を審査した結果について報告いたします。

まず、請願第4号でございます。小畑博司議員の紹介によります請願第4号「はたら

く女性への健康配慮を求める請願」について、委員会で審査した結果について報告いたします。

去る令和7年3月12日、令和7年4月18日、令和7年4月30日の3回にわたり、委員6名の出席により総務産業建設常任委員会を開催し、審議いたしました。4月18日の委員会においては、紹介議員の小畑博司議員にも出席いただき、請願内容の趣旨並びに背景等について説明があり、審議の内容について深めてまいりました。

委員会の審査結果は、全員一致で不採択とすべきものとの結果であります。

これは全員一致の意見でございますが、請願表明の働く女性への健康配慮を求めるという趣旨に反対するものではございませんが、請願の本文に記載している内容が非常に不明瞭な部分があり、内容的に可否を判断できないとの意見で、全会一致で不採択としました。

4月18日の小畑議員出席の委員会においては、請願に至った社会的な背景、さらには詳細な説明があり理解を深めてまいりましたが、請願本文の内容の不明点の解消にまでは至らなかったということでございます。

続きまして、小畑博司議員の紹介による請願第8号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」、委員会で審査した結果について報告いたします。

令和7年7月8日、午前10時より、町役場第1会議室にて、委員6名の出席により総務産業建設常任委員会を開設し、審議いたしました。

委員会の審査結果は、賛成多数で採択とすべきものとの結果であります。

賛成意見としましては、請願趣旨にあるように、物価高騰により家計への影響は深刻であり、暮らしを守る上で消費税の減税は効果があり必要であるとの意見でございます。また、消費税0%または廃止とすべきであるが、取りあえずそう考えるが、趣旨及び方向性については同意します。それで賛成という内容です。同じように、消費税0%また廃止とすべきであると考えてるので反対というような意見もございました。

また、反対意見としましては、減税による財源が不明瞭であるとの意見であります。この財源の問題については、賛成意見の中でも大企業や富裕層の優遇税制の見直しによるとの意見や、景気浮揚により減税が増加するので問題なしというような意見もございました。

続きまして、小畑博司議員の紹介による請願第9号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」でございます。

こちらにつきましても、令和7年7月8日、午前10時より、委員6名の出席により審議いたしました。

委員会の審査結果は、全員一致で採択とすべきものとの結果であります。

賛成意見としましては、請願趣旨のとおりであり、加えて、中小企業事業者の事務負担の増、複雑さなど、経営を圧迫するものであるため、インボイス制度の廃止に賛成であるとの意見でございます。

最後に、こちら小畑博司議員の紹介による請願第10号「国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願」を委員会で審査した結果について報告いたします。

こちらにつきましても、令和7年7月8日、午前10時より、役場第1会議室にて委員6名の出席により総務産業建設委員常任委員会を開催し、審議いたしました。

委員会の審査結果は、反対多数で不採択とすべきものとの結果であります。

賛成意見としましては、夫婦は同じ立場で同程度の権利を持ち得るべきで、改正によりアイデンティティの喪失、様々な不利益を被るようになり、明らかな女性差別です。改正を望む人に制限をかけるのではなく、別姓という選択肢が増えるので現在の制度に何の不利益を与えるものではないという意見でございます。

また、反対意見としましては、現在、国で様々な議論がされており、地方議会から意見書を提出するという事は、様々な議論がされている現段階で誤ったメッセージを発信することになるのではないかという危惧が生じるというような話でございます。また、反対意見として、家族としての一体性が失われるというような話。

あとは、意見としてあったのは、大変この問題については難しい問題であり、慎重に議論すべきであろうというような話もございました。

以上の結果から、請願につきましては不採択とすべきものとの結果でございます。

以上、4件について報告いたします。

◎議長（赤城大地君）

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は1件ごとに行います。

まず、請願第4号について質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第8号について質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第9号について質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、請願第10号について質疑はありませんか。

◎13番（山口 享君）

議長、13番。

◎議長（赤城大地君）

13番、山口 享君。

◎13番（山口 享君）

委員会の中で子供の名字についての質疑はなかったのでしょうか。

1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1 番（高久敏明君）

名字の複雑さについての話は、そこまではなかったかなと思います。

◎議長（赤城大地君）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

◎6 番（小畑博司君）

議長、6 番。

◎議長（赤城大地君）

6 番、小畑博司君。

◎6 番（小畑博司君）

夫婦別姓についての議論、賛成、反対、いろんな意見があったということですけど、その説明の中で家族が云々という項目があったんですけど、よく聞き取れなかったんですけども、選択的夫婦別姓の。今、国が議論している部分で、地方議会から誤ったメッセージを送ることになりかねないとかという部分の次に、家族のアイデンティティー、何かというのをちょっとお願いします。

◎議長（赤城大地君）

◎1 番（高久敏明君）

議長、1 番。

◎議長（赤城大地君）

1 番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1 番（高久敏明君）

すみません。家族としての一体感が失われるのではないかと、導入すれば、反対意見としてでございます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

じゃあ、交代していただいて。

暫時休議いたします。

（午後 2 時 05 分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 2 時 05 分）

これより、討論・採決に入ります。討論・採決は、1 件ごとに行います。

まず、請願第 4 号について討論はありませんか。

◎ 6 番（小畑博司君）

議長、6 番。

◎議長（赤城大地君）

6 番、小畑博司君。

◎ 6 番（小畑博司君）

前定例会からの継続審査をしていただいた請願でございまして、紹介議員として真摯に継続して協議していただきましたことに感謝を申し上げます。

同時に残念であるというのは、私が紹介議員としての説明が非常に不十分だったのかなど、そのために議論が深まらずに結論的にはっきりしたものになれなかったということだろうと思いますけれども、紹介議員でありますので、当然この請願については採択をしていただきたいということで、不採択に対しては反対の立場で討論をさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第4号「はたらく女性への健康配慮を求める請願」について採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第4号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により、本請願を採択することについてお諮りいたします。念のため、繰り返し申し上げます。請願第4号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により本請願を採択することについてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。

よって、請願第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第8号について討論はありますか。よろしいでしょうか。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

「消費税5%への減税を求める意見書」に対して、反対の立場から討論いたします。

先進国の中でただ一つ、GDPが転がりまくっている経済成長していない日本。国民生活は疲弊して、元気も活気もなくしています。厚労省の調査では、約6割が生活が苦しいと言っています。生活が苦しい原因は、物価高だけではありません。30年にわたる不況、いわゆる経済の長期停滞、そこにコロナがやってきた。コロナ禍から回復しないうちに物価高騰が重なっている、三重苦に国民は今苦しんでいます。この失われた30年を取り戻す大胆な経済政策が必要です。物価高に矮小化した小粒な政策では、もうもちません。三重苦の中でこの国をどう立て直していくかという問題です。

消費税は消費に対する罰金、ペナルティーです。増税するたびに消費が落ち込んでいます。不況のときに増税するというのは、経済学的にはあり得ない話です。これは中学校の公民で習う話です。

具体例を挙げます。あの100年に一度の不況と言われているリーマン・ショックでの経済の落ち込みは4.1兆円です。消費税5%になったときには7.5兆円の落ち込み、8%では10.6兆円の落ち込み、影響はリーマン・ショックの2倍以上でした。では、消費税10%ではどうかというと、18.4兆円の落ち込みです。影響はリーマン・ショックの4倍以上です。100年に一度の不況と言われるリーマン・ショック以上の影響、消費のマイナスを国が3回もつくり出しました。増税するたびに消費が落ち込んでいます。今こそ

消費税を廃止にすべきです。

今やるべきことは何か。賃金が上がる社会をつくるというならば、まず景気をよくするしかありません。景気をよくするためには、消費を増やすしかありません。消費税を下げて消費を喚起する、そしてお金を全国隅々にあなたのところまで回す必要があります。では、消費税を減税するとあなたの使えるお金はどれくらい増えるか。例えば食料品のみ消費税0%の場合、年6.4万円、月5,300円、これぼっちじゃ話になりません。では、消費税廃止ではどうでしょう。年29.8万円、月2万4,900円、これくらいは必要だと思いませんか。

参議院調査室のマクロ計量モデルのシミュレーションでは、消費税をやめれば景気がよくなって、7年後には1人当たり賃金は年間で平均35.7万円上がるという結果になっています。これが本当の手取りを増やす政策です。消費税は廃止しかありません。小粒な政策ではもちません。

もう一つ、別の角度から付け加えます。日本経済を支える屋台骨は中小零細企業です。その中小零細企業を一番苦しめているのは消費税です。実際、税滞納で一番多いのは消費税であります。借入れをしてまで支払っているのが消費税です。

2024年、企業倒産件数は過去最高をはじき出し続けています。飲食店、農家、酪農、訪問介護、老人ホーム、放課後デイクラブ、医療、歯科医院などなど、生きていくために必要なインフラ的なものが片っ端から潰れています。倒れそうになっている中小零細個人事業主の息を吹き返させるためには、一番苦しめている消費税を廃止する必要があります。

消費税は廃止しかありませんという立場から反対いたしました。小粒な政策ではこの国の経済は立て直せません。大胆な政策を求めます。

以上、討論を終わります。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午後2時14分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後2時19分）

今ほどの議会運営委員会におきましては、今ほどの討論が引用であるのかどうかという協議をしております。孝子議員からの申告によりまして引用ではないという確認が取れましたので、特別何も措置することはないという判断でございます。

なお、申し上げます。例えば著作物等を引用してお話しした場合には、様々な法的な罰則等もございますので、ご承知おきいただければと思います。

討論ですね。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、2番。

◎議長（赤城大地君）

2番、五十嵐孝子君。

◎2番（五十嵐孝子君）

議長、今の議長のご説明に付け加えたいことがあります。

◎議長（赤城大地君）

いや、それは、討論は終了しておりますので、今、討論を再開いたします。

◎2番（五十嵐孝子君）

今の議長の説明では私の説明に対して不足しているんですけど。

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。

（午後2時21分）

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後2時21分）

ほかに討論はございませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

この請願に対して賛成の立場で討論いたします。

直接の物価高騰対策に5%の減税はなり得るものと考え、中小企業の支援にもつながる最も効果的な減税であると思います。全ての商品、サービスが対象となる5%への減税は幅広く家計負担の軽減になることから、この意見書に賛成といたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私は、賛成の立場から討論、意見を申し上げます。

この委員会のほうで、0%であれば本来ベストであるけども、方向性として間違えていないので賛成するというふうに発言したのは私でございますけども、この地方からの消費税減税、まずは廃止というような要望がある、非常にそういう大きな民意があるということをやはり伝える使命があるというふうに私は判断しまして、本来であれば0%、廃止がいいだろうというふうに思っておりますけども、5%ということで賛成をしたという流れでございます。

ここで万が一にも0%にならないから反対というような意見を言うということになれば、全く消費税に何の問題もないというような誤ったメッセージを国に与えることになると思いますので、やはり方向性として消費税減税を目指していただきたいというような地方の声があるというような部分での国への要望をしていただきたいという意味で賛成の意見とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

採択に反対の立場から申し上げます。

消費税は10%ということでこのところずっと来ています。やはり非常に国の大切な財源の一つであります。この消費税をあまり上げたり下げたり、そういったことをすると大変混乱を生じますので、ずっと同じような幅で10%がそのままずっといくことが私は望ましいと思いますので、この採択には反対をいたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第8号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第8号に対する委員長報告は採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（赤城大地君）

起立多数であります。

よって、請願第8号は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

次に、請願第9号について討論はありませんか。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

このインボイス制度廃止を求める請願に対して、賛成の立場で討論いたします。

インボイス、これに対しては課税業者が始まった頃から比べると2倍近くになっています。そして多くの業者が大変苦しい思いをしております。10%と8%という複数税率があることが政府のインボイス導入の口実になっておりますが、先ほどの消費税一律5%にすれば、この口実は消えてしまいます。食料品ゼロ税率となれば、逆に10%、8%、ゼロと、さらに税率が複雑になってきます。ここでもインボイスは全ての業者、その人たちの立場にとっても大変悪であると思っておりますので、その立場からインボイス制度の廃止を求めます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はありませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私も、賛成の立場からインボイス制度の廃止を求める意見書の提出に賛成いたします。

これは、インボイスといいますのは、今、同僚議員からご意見がありましたように、複数税率があるからというような理由での導入というようなきっかけがございます。ただ、国際的に見ると、輸出企業に対する還付金、輸出還付金を出すためにそれをそのまま出していることに対するWTOでの違反というような側面があって、その補足書類制度というふうな、実はあるというような話でありますので、そういう意味でも中小企業にとっては何のメリットもないというふうに言わざるを得ません。

そして、またインボイス始まったときにございました、よく言われる事務手続が非常に煩雑だというふうに言われますけども、その裏にはやっぱり様々な問題、例えば通帳のネット取引に対する個別の振込手数料に対するインボイスの用意だとか、あとは、大きな部分で言いますと協同組合特例というようなインボイスをやったことによって協同

組合に出せば消費税が必要ないというような、そういうような様々な問題がございますので、それが解決できない現状でやはりインボイスを続けるべきではないというふうに私は思いますので、廃止に対して賛成の意見を申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。
よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、請願第9号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
請願第9号に対する委員長報告は採択であります。
この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。
よって、請願第9号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。
次に、請願第10号について討論はありませんか。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）

本当に慎重審議していただいた結果、不採択ということだそうであります。
その理由として挙げられているものとして、家族としての一体感が失われる、あるいは今、国会等でも審議されている中で地方議会からの誤ったメッセージにつながるのではないかと、非常に難しい問題だというようなお話でございましたが、選択的というふうに頭にもついておりますので難しいことはない、強制するものでもない。
むしろ、現在の日本、これまでの家族形態、家族形態というか婚姻形態の中で、この請願文書にありますように、九十何%はもう夫の姓になっているという現状というのは、両性の婚姻における平等等を規定した憲法14条、あるいは基本的人権など、多くの場面で憲法で保障されている権利というのが阻害されているというのが現実ではないかとい

うふうに思います。

強制するものでない以上、害を受ける人はいないはずなんですね、選択すればいいわけですから。子供の名字についてもいろんな選択がありますけど、未成年まではどちらの姓、成年になればどちらの姓を選ぶというようなこともできますので、あとは家族としての一体感というところも様々な家族形態があろうかと思えます。それは名字の問題なのか、お互いの心の問題なのかというところにあるのであって、必ず夫婦が同姓であれば保たれ、別姓であれば阻害されるというようなことにはつながらないというふうに私は思いますので、ぜひともこの意見書は提出していただくことにしていただきたいということで、この請願について賛成の討論いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明君。

◎1番（高久敏明君）

私は反対の立場から討論いたします。

この問題は、先ほどから言っていますように国でも注目されて審議されているところでございますが、私はこの請願書にもあるような通称使用などによって非常に不利益、不都合を強いられていると、実際どれだけの人がいるのかという問題で、一昔前の働く女性が少なかった時代であれば社会進出を拒んでいた要因となっていたかもしれません。しかしながら、今では、現在では、旧姓の通称使用によってほとんどその不利益は解消されております。仮にあったとしても、通称使用の拡大で対応すればいい話です。一部のそれが残ったとしても、今日的な価値観の中でそういった今の家族制度、戸籍制度を覆すようなこういったものを軽々しく変える、そういったことは社会にかえって不利益、デメリットを多く残すということになりかねません。

また、男女平等に対する、こちらにも書いてありますように、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別ですとなっています。これも私にとってみればかなり間違っているなと思います。現行制度においては、男性姓、女性姓、どちらでも選べる。法制度としては平等、差別はございません。例えば、ある国では夫婦別姓でありながら子供の姓は男性姓というふうに決めている国もございますね。どちらが男女平等なのか、考えていただきたいと思えます。制度上、男女平等に反するような制度にはなっていない。

では、96%が男性姓を選ぶ、これは日本の習慣、伝統の問題です。これは法律で解決することではない。時代によって、お互いが話し合っただけで女性姓を今選ぶ人も多くなっている、これは時代によって変わってくるものであって、法律で規定するものではありませんと思えます。

あと、もう一点としては、個人の尊重、アイデンティティーの問題であると主張する

考えもございます。

私は、現在の制度が不条理な制度ならまさに悲鳴が起きている、私のアイデンティティーが結婚したことによって10年、20年奪われているのだという、精神病になりましたというような人がたくさんいるのであればこれは変えなきゃいけないでしょう。結婚して10年、20年たった人にお伺いしたい。あなた、姓を変えてアイデンティティーが失われて本当に苦しんできましたか。いいえ。確かに若いときに結婚するときに姓を変える、ものすごい違和感がありますよ。私だって、妻の、どちらにするかとは悩みませんでしたけど、そのときは、違和感がありました。ただ、10年、20年たって、夫婦が同じ姓になってそこで家族を養っていく、そこで一つの家庭をつくっていく、それは日本の伝統的な価値観であるし、これはもう昔から行われていた伝統と歴史に根づいた価値観、それに根づいた制度だと言えらると思います。

私は、これをあえて若い人が、今、結婚するときに、個人主義的な個人の権利とか主張を守るために、アイデンティティーを守るためということで一時期の結婚するときの違和感だけでこの制度を変えれば、やはりこの国の在り方が、社会的コストが、本当に未来に対しての社会コストが出てくるだろうと思っています。すなわち、今現在変えようとしているこの法律の困っているという事実に対しては、立法事実は存在しないと言っていると思います。

逆に、デメリットは非常にでかいと思います。

例えば、先ほど少しありましたが、子供の氏の安定性です。父母の協議で定めるとか、大きくなったら協議が調わなかったら裁判所で決める、そんなことがリアルに考えてできるんですかという話なんです。協議が定まらない場合は家庭裁判所が定める、本当にそんなことができるんでしょうかね。何を基準に裁判所は決めるんでしょうか。非常に混乱を招くんですね。決まらなければ長期にわたって無国籍児になります。そんな子供をどうやって救えるんですか。

そして、同じ戸籍に違う名前が登録されるということは非常に事務が煩雑になりますし、社会秩序の保持の点において非常に問題が大きいんじゃないかと思っています。これは、今の戸籍制度を守るというのには影響はないと言っていますが、実際、戸籍制度に違う姓が載れば、2代、3代過ぎればもうほとんど出自が分からないような状態になる、今の戸籍制度はほぼ崩壊すると言っているでしょう。

結論を言いますと、夫婦別姓を実現するということは社会的不負担が大きくなって、メリットはあまりなくて社会の混乱が大きくなるだけです。しかも、先ほど言ったように、今困っているという立法事実も存在しないと言っていると思います。

以上によって私は反対しますが、それよりも何よりも、先ほど委員会報告にもあったように、こういったことを、いろんな議論がある中の問題を地方議会としてさも困った人がたくさんいるような、この制度を変えてほしいような意見を地方議会として出すということに対しては、非常に違和感を感じますし、それは私は断固反対したいと思っています。

以上です。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論は。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

私は賛成の立場で討論いたします。

この請願に対して、この文書を正しく読んでいただいて正しく理解していただきたいと思いますが、ここにもありますように選択的夫婦別姓制度です。それを強制しようとするものでもありませんし、それは今までの戸籍制度を否定するようなそういうものでもありません。

この制度を求めて、それぞれ夫婦であってもお互いに事実婚的な、女性でも男性でも自分の持って生まれたその姓を持って一緒になりましょう、それをどうか選択できるような制度を導入できませんかという、そういった意味での意見書だと思います。これをすることによって、全てがみんな戸籍がなくなるだの、それから強制的にそういうことをするべきじゃないとか、そういう声もありますが、強制的なんていうことはどこにも書いてませんし、伝統と歴史とか、それから制度を変えろというそういったものはどこにも書いていないじゃないですか。

ですから、これを正しく理解していただいて、選択的に夫婦それぞれ別々の姓を名づけることに対してどうぞそれを導入していただけないでしょうかという、そういった意見書だということを正しく理解していただくことがまず先決だと思いますし、これによって、いろんなところから声が聞こえますが、家族が崩壊するとか家族制度がなくなるとか、そういったことは一切ないと思います。それをどうしてそういう声があることがそんなふうに取りられるのかとても疑問ですが、あくまでも夫婦別姓を選択できる制度を導入してほしいという意見だということをよく理解していただきたいということ。

それと、地方議会からそういう声を上げるべきではないというような意見も出ておりますが、地方議会であっても国家の一員であることには間違いありません。幾ら小さい町でも、村でも、皆さん、町民の方、村民の方、国民の人たちが自分たちの意見を国に対して自分たちの意見として上げることのどこがおかしいんでしょうか。みんな町議会であっても村の議会であっても同じ国の中の一員として、やはり自分たちの意見、そういったものを上げて何ら支障はないと思います。

国に対してそういうことを言うことはおかしいとか、そういう意見も出ていますが、それこそおかしな話であって、この日本の国の一員として、幾ら小さいところ、幾ら一個人であっても、やはり自分たちの意見、自分たちの考えはきちっと表明して何ら間違いはないと思います。

よって、この国に対しての選択的夫婦別姓制度の意見書、これの導入をぜひ私は賛成

いたします。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございませんか。

◎8番（五十嵐正康君）

議長、8番。

◎議長（赤城大地君）

8番、五十嵐正康君。

◎8番（五十嵐正康君）

私は反対の立場から討論いたします。

先ほどの内容は高久議員がおっしゃったとおりでございますし、今ほど同僚議員のほうから地方からの意見を述べるのは何ら問題ないというふうに意見がございましたけど、私もそう思います。ただ、その意見を上げる内容が地方の住民が考えている大多数の意見なのかということをお我々は判断すべきだというふうに思います。そう考えたときに、まだ選択的夫婦別姓を住民大多数が望んでいるかということを確認できないし、そう思っているというふうには私は捉えることができない。

よって、地方から誤ったメッセージを出すべきではないというふうな意見を申し上げた部分ではございますので、この請願書、やはり賛成することはできないというふうに思いますので、私は反対とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

ほかにございますでしょうか。

◎10番（五十嵐一夫君）

議長、10番。

◎議長（赤城大地君）

10番、五十嵐一夫君。

◎10番（五十嵐一夫君）

私も反対の立場から申し上げます。

やはり日本の歴史、文化の中で、こういった戸籍制度なり家の制度というのはずっとできているわけです。これは大変世界でもいい制度であるというふうに思います。

あと、選択的別姓ということがありましたが、結婚したときにはどちらかを選択すればいい部分もありますし、ある程度いろんな形で使う。あと、または自分の今まで使っていた結婚前の名前を使うというときにはそれなりにペンネームみたいな形とか、あと、多くの方がずっと長く一緒にいたから、結構、旧姓で呼ばれている方もいらっしゃるし、やっぱりこういった制度というのを続けていかなくちやいけない。先ほど高久議員が言われたようにそこに凝縮されていると思いますので、やはりこれは、そういった人の声はあまり出さないけども、逆にこの請願を求めるほうはそんなにいっぱいいるとは私は思えない。声が高いだけだというふうに私は感じるわけです。

ですから、これについては不採択すべきものと私は申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

ほかに討論はございますか。
よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、請願第10号「国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についての請願」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
請願第10号に対する委員長報告は不採択であります。採決は可とすることを諮る原則により本請願を採択することについてお諮りいたします。
本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（赤城大地君）

起立少数であります。
よって、請願第10号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。
休憩のため休議といたします。 （午後2時45分）
再開を2時55分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。 （午後2時55分）

◎請願第7号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第17、文教厚生常任委員会に付託しておりました請願第7号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」を議題といたします。
議題とした請願の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎ 4 番（物江政博君）

議長、4 番。

◎ 議長（赤城大地君）

4 番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎ 4 番（物江政博君）（登壇）

請願第 7 号「「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」につきまして、本委員会は、7 月 8 日、北庁舎会議室におきまして委員 6 名によりまして審査を行いました。

その結果、この請願書は毎年出されているものであり、まだ被災児童が多くいるということにより、全員一致でもって採択すべきものと決定されました。

以上です。

◎ 議長（赤城大地君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

本件について質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎ 議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって請願第 7 号に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎ 議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第 7 号「「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第 7 号に対する委員長報告は採択であります。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎ 議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、請願第 7 号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎発委第6号、発委第7号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第18、発委第6号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」及び発委第7号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎1番（高久敏明君）

議長、1番。

◎議長（赤城大地君）

1番、高久敏明総務産業建設常任委員会委員長。

◎1番（高久敏明君）（登壇）

発委第6号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条の規定により提出します。令和7年7月10日。提出者、会津坂下町議会議員、高久敏明。賛同者、目黒克博、横山智代、佐藤宗太、五十嵐正康、水野孝一。会津坂下町議会議長、赤城大地様でございます。

内容につきましては、次ページにありますように、請願書に基づきまして委員会の中で精査しまして本文案を作成いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、発委第7号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会規則（昭和63年会津坂下町議会規則第1号）第14条の規定により提出します。令和7年7月10日。提出者、会津坂下町議会議員、高久敏明。賛同者、目黒克博、横山智代、佐藤宗太、五十嵐正康、水野孝一。会津坂下町議会議長、赤城大地様でございます。

内容につきましては、次ページのインボイス制度を求める意見書案でございます。こちらにつきましても、請願書の内容に基づきまして委員会の中で精査し、ほぼ同文で案を作成いたしております。

以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。

質疑は1件ごとに行います。

まず、発委第6号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」、質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
次に、発委第7号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」、質疑はありませんか。
よろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長 (赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論・採決に入ります。
討論・採決は1件ごとに行います。
まず、発委第6号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」、討論に入ります。討論はありませんか。

◎2番 (五十嵐孝子君)

議長、2番。

◎議長 (赤城大地君)

2番、五十嵐孝子君。

◎2番 (五十嵐孝子君)

先ほど請願第8号で反対討論いたしました。少しでも消費税減税を前に進めるとい
う観点から、本意見書の提出については賛成いたします。

◎議長 (赤城大地君)

ほかに討論はありませんか。

◎10番 (五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長 (赤城大地君)

10番、五十嵐一夫君。

◎10番 (五十嵐一夫君)

消費税5%減税ということで大変いいようなことですが、国の財源、そうい
ったことを考えればやっぱり10%をずっと堅持すべきかなと思います。やはり変動する
ことによって混乱、いろんなことが生じますので、このまま堅持することを求めて私は
この意見書案に反対します。

◎議長 (赤城大地君)

ほかに討論はございませんか。よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

答弁も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第6号「消費税5%への減税を求める意見書の提出について」採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第7号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」討論に入ります。討論はありますか。

よろしいでしょうか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第7号「インボイス制度廃止を求める意見書の提出について」採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第8号の説明・質疑・討論・採決

◎議長(赤城大地君)

日程第19、発委第8号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の

十分な就学支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

◎ 4 番（物江政博君）

議長、4 番。

◎ 議長（赤城大地君）

4 番、物江政博文教厚生常任委員会委員長。

◎ 4 番（物江政博君）（登壇）

発委第 8 号「「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」。地方自治法第 99 条の規定により、別紙意見書を会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。令和 7 年 7 月 10 日。提出者、会津坂下町議会議員、物江政博。賛同者、同五十嵐孝子、同小畑博司、同五十嵐一夫、同酒井育子、山口享。

以上です。

◎ 議長（赤城大地君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。
よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎ 議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
暫時休議いたします。

（午後 3 時 04 分）

（休議）

◎ 議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 3 時 05 分）

◎ 4 番（物江政博君）

議長、4 番。

◎ 議長（赤城大地君）

4 番、物江政博文教厚生常任委員会委員。

◎ 4 番（物江政博君）

改めまして、発委第 8 号の意見書は次ページにありますのでご覧ください。

◎ 議長（赤城大地君）

簡単な説明で。

◎4番（物江政博君）

簡単に説明いたします。

国が今までやってきました、被災児童・生徒に対しまして今まで手厚くやってきました。これからもやはり同じように進めていただきたいという内容が書いてありますので、一読願いたいと思います。

◎議長（赤城大地君）

改めて質疑に入ります。質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。討論はありませんか。

よろしいでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第8号「被災児童・生徒就学支援等事業の継続と、被災児童・生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について」採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（赤城大地君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

◎議長（赤城大地君）

日程第20「議員派遣の件」を議題といたします。内容について職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

令和7年7月10日

会津坂下町議会議長 赤 城 大 地

1 第35回両沼地方町村議会議員大会

- (1) 目 的 議会機能の高揚と町村自治の振興発展を図る
- (2) 派遣場所 福島県大沼郡昭和村
- (3) 期 間 令和7年7月24日（木）
- (4) 派遣議員 議員14人以内

2 全国町村議会議長会主催 広報研修会

- (1) 目 的 議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが要請されていることに鑑み、広報広聴特別委員を対象に、編集技術を習得し、議会広報の充実を図る。
- (2) 派遣場所 東京都渋谷区
- (3) 期 間 令和7年8月28日（木）～29日（金）
- (4) 派遣議員 議員5人以内

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、会議規則第127条の規定により議員の派遣をしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎継続審査の申出

◎議長（赤城大地君）

日程第21「継続審査の申出」を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続審査の申出があります。申出書を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議会閉会中の継続審査申出書。

本委員会における所管事務のうち、下記事項についてはさらに調査・検討を要するも

のと認められますので、議会閉会中もなお継続審査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記。

1、請願第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書」。

2、請願第11号「国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願」。

令和7年7月10日。総務産業建設常任委員会委員長、高久敏明。会津坂下町議会議長、赤城大地様。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、総務産業建設常任委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎継続調査の申出

◎議長（赤城大地君）

日程第22「継続調査の申出」を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第2回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

7月1日から本日までの10日間、議員の皆様方には真剣かつ慎重にご審議を賜り、閉会を迎えることができました。本定例会に提出いたしました案件は12件でありましたが、条例の一部改正や、一般会計並びに各特別会計の補正予算の全議案について、原案のとおり議決を賜りまして心より感謝を申し上げます。

本会議中に議員の皆様方から貴重なご意見やご提言をいただきましたが、それは議員の皆様や町民各位のまちづくりに対する熱い思い、さらには我々町行政への期待の現れであると改めて感じたところであります。

本定例会初日の施政方針でも申し上げましたが、これから2期目の町政を担わせていただくに当たり、町民の皆様からいただきましたその信頼と期待をしっかりと受け止め、今後ともその負託に応え全身全霊で職務を務めさせていただき所存であります。そして、解決しなければならない課題は山積しておりますが、その一つ一つに丁寧に取り組み、町民一人ひとりが輝き、笑顔であふれ、住んでよかった、やっぱりばんげがいい！と言ってもらえる魅力的な町を町民の皆様と一緒につくってまいりたいと考えます。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長（赤城大地君）

これをもちまして、令和7年第2回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後3時13分）

◎書記（松本 功君）

直ちに議員のみによる議会運営委員会を中会議室において開催します。

議会運営委員会終了後、議会全員協議会を議場において開催しますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年7月10日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員